

ASPを活用した業務委託における電子納品の 暫定的な取扱いについて

電子納品の取扱いについては、千葉県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】、【委託業務編】（ともにH28.1）により運用しているところですが、ASPを活用した委託業務における電子納品の取扱いについては、千葉県のガイドラインに記載が無いことから、暫定的に、下記のとおり取り扱うようお願いいたします。

記

1 一般土木

国土交通省の「土木設計業務等の電子納品等要領（R5.3以降）」に基づき電子成果品を作成し、同チェックシステム「ver.19.0」以降を用いてチェックしてください。

（リンク先）

→ [国交省 土木設計業務等の電子納品等要領 一般土木（R5.3）](#)

2 電気通信設備編

国土交通省の「土木設計業務等の電子納品等要領（H31.3以降）」に基づき電子成果品を作成し、同チェックシステム「ver.9.0.1」以降を用いてチェックしてください。

（リンク先）

→ [国交省 土木設計業務等の電子納品等要領 電気通信設備編（H31.3）](#)

3 機械設備工事編

国土交通省の「土木設計業務等の電子納品等要領（H31.3以降）」に基づき電子成果品を作成し、同チェックシステム「ver.7.0.1」以降を用いてチェックしてください。

（リンク先）

→ [国交省 土木設計業務等の電子納品等要領 機械設備工事編（H31.3）](#)

（チェックリストリンク先）

→ [国交省 電子納品チェックシステム掲載ページ（最新）](#)

（一般土木 ver.20.0、電気通信設備編 ver.14.0、機械設備工事編 ver.12.0）

→ [国交省 電子納品チェックシステム掲載ページ（旧バージョン）](#)